



No.123

本郷中央地区 消費生活だより

令和8年7月号

《令8活動テーマ》 ストップ消費生活トラブル！
電話・訪問・SNS 守りましょう 人と環境SDGsで

栄区から消費生活総合センターへの令和7年度（R7.4-R8.3月）の相談件数は548件ありました4か月ごとに集計すると約180件で季節に関係なく推移しています。さてその中でネットを通した購入トラブルを今回は取り上げます。

ネット通販—いつでも解
約可能と思い定期
購入
ネット配信—期間が終
わればいつでも解約で
きると契約

なんだかんだ違約金を請求さ
れた。
返品できると思ってたのに！

1年間
の継続契約を要求された。

ネット通販（特に
定期購入）、ネット
契約配信等のトラ
ブルに合わないた
め

申し込む前に『最終確認画面で再度の契約確認』

1. 定期購入が条件になっていないか！
（その場合、継続期間、購入回数）
2. 支払うことになる総額
3. 解約の際の連絡手段
4. 返品特約や解約条件
5. お届け予定日や利用規定

めんどくさいけど頑張ってチェック！

困ったときは、消費生活総合センターにご相談ください。



悪徳商法お断り！

横浜市消費生活総合センター

045-845-6666

応援します、安全な消費生活を♪ 消費トラブル気軽に相談！